

30年12月1日
No.141

発行

一般社団法人
練馬西青色申告会



ねりま西

青色だより

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

税を考える週間の一環として、
第四回 練馬西税務署 署長講演 & 税務講習会開催

11月15日(木)税を考える週間の一環として、練馬西税務署山下昭博署長講演を開催しました。演題は、「税務行政の現状と将来像」と、まさに、税を考える週間の一環に相応しい内容で、32名の出席者をいただきました。始めに主催者側を代表して、当会鈴木副会長よりご挨拶をいただき、第一部署長講演に入りました。

始めに、全国の職員数は、56,000人、税務署524署、うち東京管内が84署で、職員数は、警察官の4分の一ということ。

滞納状況は、平成10年28,149億円をピークに平成27年度は、9,774億円に減少していること。所得税の申告件数は、平成元年と比較して、約1・3倍に増加、還付申告件数は、平成元年と比較して、約1・9倍に増加しているお話し、国税庁の定員がピーク時に比べ、1,536人減少しているお話し、等々データのお話をいただきました。

続いて、税務行政を取り巻く環境とその対応については、全世界100カ国とのネットワークで海外の口座を税務当局が取得できるようになっているので、海外に逃げてもダメよ!とのこと。税務行政の将来像については、スマート化を目指す!具体的には、

ICT、AIを活用して、事務運営を最適化にする、とのこと。最後に、ハロルド・モス氏のスローガンである「正直者には尊敬の的」「悪徳者には畏怖の的」のお話を同郷である西郷隆盛の名言を入れたお話しで幕が閉じられました。

第二部では、個人課税第一部門樋口上席調査官を講師に、25名の出席者をいただき、今年の税制改正である配偶者控除・配偶者特別控除の見直し、消費税の軽減税率についてのビデオ放映と補足説明、平成32年から始まる基礎控除の引上げに伴う給与所得控除、公的年金等控除の引下げのお話を頂きました。

公務ご多忙のなかご講演ご協力をいただきました山下署長はじめ幹部の皆さまに紙面をお借りして感謝申し上げますと共に、お忙しいなかご参加くださいました皆さまに深く感謝申し上げます。

高橋



練馬西税務署
山下署長



税務講習会風景

東京国税局長表彰受賞

十一月六日(火)大手町にあるKKRホテル東京にて平成三十年度東京国税局長納税表彰式が執り行われ、当会梶野武宏会長が東京国税局長表彰を受賞されました。誠にありがとうございます。



左から東青連相原会長、当会梶野会長、藤城東京国税局長、品川会市川会長

練馬西税務署 納税表彰式

十一月十二日(月)平成三十年度納税表彰式が石神井公園区民交流センターで執り行われました。

当会から、練馬西税務署長表彰状受表彰者三名、感謝状受表彰者二名、計五名の方が受表彰されました。

練馬西税務署長表彰状

八方 清文 殿
菊地 祐輔 殿
羽賀 義比古 殿
練馬西税務署長感謝状
片山 浩平 殿
高田 節夫 殿

受表彰者の皆さまおめでとうございます。今後の益々のご活躍を期待しております。

平成三十年度
税務功労者練馬都税事務所長
感謝状贈呈式

十一月一日(木)練馬都税事務所長感謝状贈呈式が、練馬都税事務所三階で執り行われました。

当会から、学園東支部の森下信乃支部長が受賞され、受賞者謝辞を森下支部長が述べられました。誠にありがとうございます。

また、団体表彰として、当会が受賞されました。



税務功労者感謝状贈呈式

左から梶野会長、鈴木所長、森下支部長、鈴木副会長



左から板垣第 統括員、羽賀支部長、八方支部長、山下署長、梶野会長、菊地支部長、片山青年部長、高田支部長

確定申告の注意点

★「確定申告のお知らせ」の送付

今年度から申告書、決算書は
税務署から送付されません。代
わりに「**確定申告のお知らせ**」
が平成31年1月20日頃送付され
ますので決算時には必ずご持参
して頂くようお願い致します。

★マイナンバーの記入

確定申告書には申告者本人、
配偶者控除又は配偶者特別控除
の対象となる配偶者、控除対象
扶養親族、16歳未満の扶養親族、
事業専従者となる方のマイナン
バーを平成28年分以降から記入
することとなりました。

なお、確定申告書を提出する
事業主は次の書類をご持参くだ
さるようお願い致します。

・マイナンバーの通知カード
又はマイナンバーカード
(コピー)

・免許証や住民基本台帳カード、
パスポート、健康保険証など
の身分証明書(コピー)

★満期保険金がある場合

生命保険金や損害保険金が満
期となった場合は、受け取った
満期保険金、今までに支払った
掛金又は保険料を記載した書類
をご持参ください。

書類が手元にない場合はその
書類を満期になった保険会社か
ら取り寄せるかその金額を調べ
るようお願い致します。

★公的年金等

日本年金機構等からの公的年
金等の源泉徴収票は毎年1月の
末日頃に送付されますので、そ
の源泉徴収票をご持参ください。

★社会保険料控除等

次の控除を受ける場合にはこ
れらの支払いをした旨を証する
控除証明書をご持参ください。

・国民年金保険料等(国民年金
法の規定により被保険者とし
て負担する国民年金の保険料
及び国民年金基金の加入者と

して負担する掛金)の控除

・小規模企業共済等掛金控除

・生命保険料控除(新生命保険
料、旧生命保険料、新個人年

金保険料、旧個人年金保険料、
介護医療保険料)

・地震保険料控除

なお、国民健康保険料は従来

通り平成30年分の**支払額を正確**
に計算してあれば、その支払い
をした旨の書類を添付する必要
はありません。

・消費税込売上高が一
千万円を超えている方は、平成
30年分の確定申告で課税売上高
が一千万円以下である場合でも
課税事業者になりますので平成
29年分、28年分、27年分の決算
書・所得税確定申告書・消費税
の確定申告書を必ずご持参くだ
さい。

課税売上高には次の金額が含
まれます。

・商品や製品の販売代金

・請負工事代金、サービス料等

・貸店舗や貸事務所の賃貸料

★消費税込売上高が一千万円を超えている方は、平成30年分の確定申告で課税売上高が一千万円以下である場合でも課税事業者になりますので平成29年分、28年分、27年分の決算書・所得税確定申告書・消費税の確定申告書を必ずご持参ください。

課税売上高には次の金額が含
まれます。

・商品や製品の販売代金

・請負工事代金、サービス料等

・貸店舗や貸事務所の賃貸料

・業務に使用している建物、車
両、機械、パソコンなどの減
価償却資産の売却代金

・業務に使用している建物、車
両、機械、パソコンなどの減
価償却資産の売却代金

・業務に使用している建物、車
両、機械、パソコンなどの減
価償却資産の売却代金

・業務に使用している建物、車
両、機械、パソコンなどの減
価償却資産の売却代金

・業務に使用している建物、車
両、機械、パソコンなどの減
価償却資産の売却代金

・業務に使用している建物、車
両、機械、パソコンなどの減
価償却資産の売却代金

・業務に使用している建物、車
両、機械、パソコンなどの減
価償却資産の売却代金

・業務に使用している建物、車
両、機械、パソコンなどの減
価償却資産の売却代金

・業務に使用している建物、車
両、機械、パソコンなどの減
価償却資産の売却代金

・業務に使用している建物、車
両、機械、パソコンなどの減
価償却資産の売却代金

★簡易課税を選択してる方

簡易課税を選択している方で
2つ以上の業種をお持ちの方は
その年分の課税売上内訳をそ
の業種ごとに区分して記帳して
おいてください。

★納付した又は還付を受けた消費税の処理

平成29年分の消費税の確定申
告で消費税の確定申告書を提出
した方は次の点にご注意ください。

・納付した消費税額で平成29年
に未払金処理をしていない場
合には、平成30年分の経費
(租税公課)となります。

・還付を受けた消費税額で平成
29年に未収金処理をしていな
い場合には平成30年分の収益
(雑収入)となります。

納付した又は還付を受けた消
費税額の記帳処理をしていない
会員が多く見受けられますので
ご注意ください。

★会計ソフトの使用者に対す るお願い

会計ソフトを使用されている
方は会計ソフト使用による決算
書の作成時間を迅速にするため、
USB又はFDなどの記録媒体
に加えて、仕訳帳、現金出納帳、
決算書(損益計算書や貸借対照
表のことをいいます。)の1
ページから4ページまでをプリ
ントアウトしたものをご持参く
ださい。

★税金の還付を受ける方

還付される税金の振り込まれ
る銀行名、支店名、預金の種類、
口座番号を調べてください。

★事務局からのお願い

決算相談時間は会員1人当た
り60分までとさせていただきます
のでご理解のほどお願い致し
ます。



第六回 不動産取得税・固定資産税のしくみについての講習会開催

11月16日(金)午前十時から十一時三十分まで練馬都税事務所職員のご協力を頂き、税を考える週間の一環として、不動産取得税の軽減について、固定資産税・都市計画税のあらましと主な減額・減免制度について、住宅用地と非住宅用地の税負担の違いについての講習会を開催し、17名のご参加を頂きました。

はじめに、固定資産税課菊地課長よりご挨拶を頂き、さっそく講義に入りました。

講義のはじめは、不動産取得税班主任中原優作様より、不動産取得税の軽減についての講義で、不動産取得税には、住宅の取得に対する軽減と住宅用土地の取得に対する軽減等があること。賃貸用の共同住宅であれば、40㎡以上の部屋がある場合に軽減されるというお話を頂きました。

続いて、固定資産税班主事田中雅希様より固定資産税・都市計画税のあらましと主な減額・減免制度についての講義では、固定資産税とは、土地、家屋及び償却資産にかかるもので、一月一日現在、所有者として固定資産課税台帳に登録されている者が納税義務者となる。そのため、一月二日以降に売買等

で所有権を移転されたとしても一月一日の所有者が一年分納税義務を負うことになること。固定資産税の率は1・4%、都市計画税は0・3%であり、評価額は、総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づいて評価される、とのことでした。

続いて、住宅用地と非住宅用地の税負担の違いについて、資産評価専門課篠原浩様から、住宅用地と非住宅用地の税負担の違いは、およそ4〜5倍程度違うお話から、道路非課税のお話等、実務に密着した講義を受けました。

最後に、当会の窓口役であります山下総務課課長代理より六回目を迎えるこ



講習会風景

ださいました皆さまにこの紙面をお借りして深く感謝申し上げます。
来年もまた勉強しましょう！

高橋

とができた感謝の言葉を頂き閉会となりました。

公務ご多忙のなかご協力くださいました練馬都税事務所の職員の皆さま、そして、ご参加く

マル経融資のご案内

～小規模事業者経営改善資金～

- ※融資限度額：2,000万円
- ※返済期間：運転資金7年以内
設備資金10年以内

平成31年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

- 利率：1.11% (平成30年11月9日現在)
- ※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給40%(3年間)
- ※利用できる方：従業員20名以下
(宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)
- ※1年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出されますが、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

窓口専門相談 本相談は、経営に関する相談に限定しております。
会員・非会員の方問わず利用できます。

法律相談

毎月第1金曜日 午後1時～4時(30分単位)
相談員：弁護士 相談無料

税務相談

1月～3月 毎週火曜日(3月第1、第2火曜日)
4月～12月 (8月休) 毎月第2火曜日
午後1時～4時(30分単位) 相談員：税理士 相談無料

問い合わせ先

東京商工会議所練馬支部
練馬区練馬 1-17-1 Coconeri 4F 区民・産業プラザ内
TEL:3994-6521 FAX:3994-6589

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

① 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

② 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

③ 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください



中小機構

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)

小規模共済

検索

女性部主催 「東京地方裁判所傍聴」



10月19日(金)、霞が関の東京地方裁判所で、実際に行われた刑事裁判を傍聴いたしました。参加人数は11名でした。今回の裁判は『覚せい剤取締法違反』の第1回で、私達女性部の他には知人と思われる方が3、4名と証人が傍聴していました。

開始時刻になり、裁判官1名、検察官2名、弁護士1名、記録係1名が着席後、被告人が2名の警察官に挟まれて入廷してきました。見知らぬ傍聴人が団体でいたためか、被告人は少し驚いたような表情に見えました。起立、礼をした後、裁判官が人違いがないかを確認し、検察官が起訴状を読み上げ、内容に間違いがないかを被告人に確認させます。女性の検事さんでしたが、凛としたよく通る声で法廷内に緊張感が生まれました。その内容は、覚せい剤を使用した状態で外でうずくまっていたところを保護され発覚したとのことでした。被告人は70歳を過ぎた男性で、20年以上前に前科が数件あり、社会生活を続けられる環境にあるか否かが争点となりました。弁護士側の証人は「自分が出来る限りの面倒をみる」と話しました。対して検察側は「別居で可能か、再犯するのではないか」と返し、被告人本人とも問答が繰り返されます。それは被告人の生い立ちから家族構成、生活費の使い方まで、かなりプライベートに踏み込んだ内容で、裁判の被告人になるとはこういうことかと、改めて考えさせられました。最後に検察から求刑があり、判決は次回裁判で言い渡されることになりました。

裁判終了後、裁判官が「女性の団体の方は残って質問をどうぞ」と時間を取っていただきました。裁判官は1人で同時に100件以上の裁判を抱える激務であるとのことでした。今日の裁判の感想や、自分の意見を述べる方もいらっしゃいました。皆様それぞれ貴重な体験ができたと思えられたようです。ご参加いただいた皆様、お疲れさまでした。(事務局 高倉)

厚生部主催 「房総はちみつ工房と漁師料理」

10月21日(日) 爽やかな秋晴れの下、日帰りバス旅行を開催致しました。

初めに「富津影丸」にて、名物社長のガイドにより海苔の出来るまでの行程を聞き、生海苔のおみそ汁と味付き玉子の試食を楽しんだり、道の駅「保田小学校」にて自由行動後、地元で獲れた魚料理の昼食を「漁師料理ばんや」にて堪能しました。特に珍しいウヅラの陶板焼きは、やわらかくて美味しく、びっくりした方や懐かしい味を沢山食べる事が出来てうれしかったとお話してくださる方もいらっしゃいました。



続いてインターネットの投稿等で新スポットになった「濃溝の滝」にて自然にふれるひと時を過ごし、「はちみつ工房」では、実際にドラム缶のような形の絞り機に入れ、遠心力で蜜を絞ることを体験

後、しぼりたての3種類【(百花) 花の香りや風味(トチ) 癖のない甘みとコク深い風味(そば) 味が濃く黒糖のような風味で鉄分・ミネラルが豊富】の試食で、味の違いを確かめました。

44名の参加者の皆様の笑顔とともに、無事故で終えることができました。

ご参加頂きました皆様、ありがとうございました。

今後も、皆様に喜んで、ご参加頂けるようご意見、ご感想を参考に企画してまいりますのでご参加お待ちしております。

厚生部役員の皆様には、企画・進行等ご協力を頂きましてありがとうございました。

(事務局 高田)

青年部主催 「蕎麦打ち体験」開催

10月23日(火) 青年部主催による蕎麦打ち体験を開催しました。会場は講師の青年部紙谷副部長のお店「佐久」をお借りしました。

今回で6回目の開催でしたが昼の部8名、夜の部5名とたくさんの皆様にご参加いただきました。



初めに紙谷副部長から蕎麦打ちに必要な材料と道具の説明がありました。その後蕎麦打ちの4つの段階「水回し」「練り」「のし」「たたみ」の段階ごとに見本をやってもらった後、参加者の皆様にやっていただきました。周りの方々と比べながら和気あいあいと作業を進めていく姿が印象的でした。

生地が問題なく出来上がり、包丁で切って茹でて食べました。ご家族の為に持ち帰られる方もいらっしゃいましたがご自分で打った蕎麦ですと格別だったと思います。

ご参加いただきました皆様には、お土産として自宅で練習できるよう1回分の材料をお渡ししました。ご自宅でチャレンジしていただけたかと思います。



蕎麦打ち体験は来年以降も開催予定ですのでご興味のある方はぜひ1度ご参加ください。

最後になりますが今回お店を貸していただいた紙谷家の皆様にご参加いただきました皆様に感謝申し上げます。(武藤)

青年部主催 ～若者向けの相続セミナー開催～ 「つなぐ想い・つなぐ資産～今から始める相続対策」

11月8日(木) 青年部主催による「若者向けの相続セミナー」を開催しました。

今回のセミナーは相続や贈与の受け手となる若い世代の方も相続・贈与の知識を身につける機会を作りたいという青年部片山部長の発案により実現しました。若い世代の方も含め10名の方にご参加いただきました。

講師をお務めいただいたのは三井住友信託銀行・財務コンサルタントの山崎様でした。初めに山崎様から相続対策の3つのポイントとして遺産分割・相続手続き・相続税についてのご説明がありました。その後資産の承継の為の贈与と遺言による相続について順番にご説明いただきました。贈与についてはお互いの了承があって成立する点、そして暦年贈与と相続時精算課税の違いとそれぞれの注意点などをご説明いただきました。相続についてはまず遺言が相続対策の核であること、そして遺言の代表的な2つの方法として公正証書遺言と自筆証書遺言について詳しくご説明いただきました。

最後に質疑応答となり講習終了となりました。

おおよそ1時間30分の講習でしたが今回ご参加いただいた皆様には相続についての知識を深めていただけたかと思います。

青年部では来年度以降も様々な講習会・セミナー等を開催する予定ですのでご興味のあるテーマのときにはぜひご参加ください。

最後になりますが講師をお務めいただきました山崎様とお忙しい中ご参加いただきました皆様に感謝申し上げます。(武藤)

